

八王子市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、若しくはたばこの煙による周囲への迷惑行為を防止し、喫煙マナーの普及・向上を目指すため、八王子市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 実行委員会は、次の事業を行う。

- (1) 喫煙マナーアップキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の企画・立案に関する事。
- (2) キャンペーンの実施・運営に関する事。
- (3) 実行委員会の運営に関する事。
- (4) 関係諸団体との連絡・調整に関する事。
- (5) その他委員長が認める事。

(委員の構成)

第3条 実行委員会は、別表に掲げる職にある者で構成する。

(組織)

第4条 実行委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、環境部環境政策課長とする。

3 副委員長は、生活安全部防犯課長とする。

(職務)

第5条 委員長は、実行委員会を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会会議は、委員長が招集し、議長は委員長が務める。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、八王子市環境部環境政策課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 2 月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5 月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

環境部環境政策課長
生活安全部防犯課長
財政部税制課長
健康部健康政策課長
産業振興部産業政策課長
産業振興部観光課長
産業振興部農林課長
環境部環境保全課長
資源循環部ごみ減量対策課長
道路交通部路政課長
生涯学習スポーツ部生涯学習政策課長